

## 山形県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 山形県と県内全市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業に関しては、本事業に係る国の要件その他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

### (事業の実施)

第2 やまがた創生総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山形県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山形県と県内全市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を実施する。

### (地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山形県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、山形県が代表して行うものとする。

### (各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業及び起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

#### 1 移住支援事業

山形県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が、第5 1(1)①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件を満たす場合に、山形県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

#### 2 マッチング支援事業

山形県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営し(職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業)、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等の求人広告のサイトへの掲載を行う。

#### 3 起業支援事業

山形県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

第5 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 移住支援事業

山形県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担い、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

#### (1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就業又は起業をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。

##### ① 移住等に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

##### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

##### (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこ

と。

- b 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- c 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- e 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他山形県及び市町村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思

を有していること。

- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

## 2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

## ③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

## ④ 本事業における関係人口に関する要件

山形県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 対象範囲の明確化に当たっては、山形県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

## ⑤ 起業に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

## ⑥ 申請・支給方法

### (ア) 申請

移住支援金の申請者は、毎年度4月1日（2019年度にあつては7月1日）から2月末日までの間に、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類等、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の

要件に該当することを証する以下の書類を移住先の市町村に提出することにより申請を行うものとする。

a 全員が提出必須の書類

- ・申請書（様式 1）（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）

※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書（様式 2）等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- ・東京 23 区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類

c 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

d 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

e 移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

f 移住支援金（テレワークの場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・所属先企業等の就業証明書等テレワークにより勤務していることを証する書類

g 移住支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・起業支援金の交付決定通知書

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3）を交付し、移住支援金を全額一括で支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山形県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山形県に共有することとする。また、山形県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

## 2 マッチング支援事業

### (1) マッチングサイトの開設・運営

山形県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 人手不足となっている製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等の産業分野を中心に、若者をはじめとする高度人材を主なターゲットとして山形県外からのUIターン求人を積極的に行う法人であること。

(イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

- (オ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

## (2) 移住支援金の対象法人の選定

山形県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

### ① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を山形県に提出する。

### ② 登録

山形県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

## (3) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

山形県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村と共有することとする。

## 3 執行体制

山形県及び市町村は、移住支援事業及びマッチング支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、事業の一部を山形県及び市町村以外の者に委託することができる。この場合、1及び2中「山形県」又は「市町村」とあるのは当該事業の一部を受託した者とする。

### (起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

#### 1 起業支援金の給付

山形県は、山形県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

##### (1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② 山形県内に居住していること、もしくは起業支援事業の事業期間完了日までに山形県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域で行う者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

## (2) 対象となる事業に関する要件

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。  
次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (ア) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
  - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
  - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
- ② 山形県の管内で実施する事業であること。
- ③ 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

## (3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

創業に必要な公官庁への申請書類作成等に係る経費、人件費、店舗等借入費、リース費、設備費、消耗品費、旅費、市場（マーケティング）調査費、広告宣伝費、委託費及びその他知事が必要と認める経費

## 2 交付手続

### (1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を山形県に提出する。

### (2) 交付方法

山形県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て山形県が（1）の申請が1（1）及び（2）の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を支給するものとする。

## 3 執行体制



山形県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1及び2の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山形県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、山形県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、山形県が負担する。

3 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、山形県が負担する。

（協力）

第8 山形県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、山形県が県内市町村等との協議等を行い定める。

附 則

1 この要領は、2019年4月1日から実施する。

2 2019年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前であっても、山形県のサイト）に掲載している求人」、同(オ)中「マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前であっても、山形県のサイト）に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要領は、2020年2月25日から施行し、2019年12月20日以降に山形県に転入した方から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月4日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。